

## 一宮市耐震シェルター等設置補助金交付要綱

### (目的等)

**第1条** この要綱は、市内の木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドであるとして市長が認めるものをいう。

(2) 補助対象経費 耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する費用をいう。

(3) 旧基準木造住宅

次の要件をすべて満たすものとする。

ア 一宮市内にある木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。)。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(4) 木造住宅耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一宮市が実施する無料耐震診断

イ (一財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ ア又はイと同等のものとして市長が認めるもの

### (補助の対象)

**第3条** 補助の対象は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- (1) 第2条第3号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 第2条第4号に規定する木造住宅耐震診断において総合判定が0.7未満(ただし、平成17年度以前に実施した第2条第2号イ(以下「センター診断」という。))においては80点未満と診断されたもの。
- (3) 補助対象建築物の固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 同一敷地内において、一宮市民間木造住宅耐震改修費補助金、一宮市耐震シェルター等設置補助金及び一宮市木造住宅解体工事費補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者、所有する者と同等の権利を有する者(以下「所有者等」という。)として市長が認める者又は所有者等から承諾を得たもの。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(補助の制限)

**第5条** 補助の対象となる耐震シェルター等の台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

**第6条** この要綱による補助金の額は、別表1に定めるところによる。ただし、補助金の額は千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、一宮市耐震シェルター等設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の12月15日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第4号によるものに限る。ただし、構造計算書は除く。)
- (2) 確認通知書の写し、建物登記事項証明書若しくは家屋の資産証明書又は建築年月が確認できるもの

- (3) 所有者が確認できるもの。ただし、同項第2号の書類をもって所有者が確認できる場合はこれを省略することができる。
  - (4) 耐震シェルター等の設置に係る設置業者の記名のある見積書の写し
  - (5) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類(第2号様式)
  - (6) 案内図(都市計画図等)
  - (7) 平面図(設置予定場所を明記する)
  - (8) 設置予定場所の写真
  - (9) 前年度の固定資産税の納税証明書(完納を証するもの)又はこれに代わるもの。ただし、譲渡等の理由より固定資産税の納税証明書の取得が困難であると市長が認める場合は添付を省略することができる。
  - (10) 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 第1項の申請は、当該年度の2月10日までに事業が完成するものに限り、行うことができる。

(補助金の交付決定及び通知)

- 第8条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、一宮市耐震シェルター等設置補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。
  - 3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に、補助対象事業に着手するものとする。

(申請内容の変更)

- 第9条** 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、一宮市耐震シェルター等設置補助金変更申請書(第4号様式)に次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助金の額の変更
    - ア 第7条第1項第4号に掲げる書類
    - イ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 申請者の変更
    - ア 第7条第1項第10号に掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の変更交付を決定し、一宮市耐震シェルター等設置補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

**第10条** 申請者は、補助金交付決定後において、補助事業を中止しようとする場合は、一宮市耐震シェルター等設置中止届(第6号様式)により、市長に提出しなければならない。

(設置の報告)

**第11条** 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月10日のいずれか早い期日までに、一宮市耐震シェルター等設置完了実績報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

**第12条** 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、一宮市耐震シェルター等設置補助金交付確定通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

**第13条** 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に一宮市耐震シェルター等設置補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第14条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交

付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団、暴力団員これらと緊密な関係を有する者であることが判明した場合

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、一宮市耐震シェルター等設置補助金交付決定(一部)取消通知書(第 10 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第 15 条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

**第 16 条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

2 この要綱に係る様式は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27 年 3 月 23 日改正)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 3 月 30 日改正)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 30 年 3 月 26 日改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 5 日改正）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 2 月 10 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 29 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

設置装置	補助限度額
耐震シェルター	25 万円(対象経費が 25 万円を下回る場合は、当該経費の額。)
防災ベッド	15 万円(対象経費が 15 万円を下回る場合は、当該経費の額。)